

株式会社企業再生支援機構が再生支援する会社が発行する株券に関する有価証券上場規程及びＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程の特例の取扱い

- 1 第2条（上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例）関係  
第2条の適用を受ける上場会社については、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(7)及び(9)の規定を準用する。
- 2 第3条（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）関係  
第3条の適用を受ける上場会社が発行する株券については、次の各号のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(5)の規定は、第3条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(5)cの規定の適用については、次のとおりとする。
    - c 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)又は(b)に定めるところによる。
      - (a) 次の(b)の規定は、第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号本文に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「1か年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)」とあるのは「1か年以内(当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは

「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イ(1)及び(ロ)の規定は適用しない

(b) 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する「1か年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書面に基づき行うものとする。

イ 次の(1)から(ニ)までに掲げる場合の区分に従い、当該(1)から(ニ)までに定める書面

(1) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ロ) 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(ハ) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が,当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(二) 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行う場合

企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等があったことを証する書面

□ 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する「1か年以内( d に掲げる事項を行う場合にあっては,当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するとき)に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が,上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a e に規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(6)の規定の適用については, e を次のとおりとする。

e 上場会社が第5号に該当した場合には,審査対象事業年度の末日の翌月から起算して5か月目の月の初日(第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号本文かっこ書に該当した場合にあっては,買取決定等が行われないことを本所が確認した日の属する月の翌月から起算して2か月目の月の初日)に指定替えを行う。

### 3 第4条(株券上場廃止基準等の特例)関係

(1) 株券上場廃止基準の取扱い1(5)の規定は,第4条第1項の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において,同1(5)dの規定の適用については,次のとおりとする。

d 第4条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は,次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第4条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「1か年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するとき)に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。」を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書面に基づき行う。

イ 次の(1)から(2)までに掲げる場合の区分に従い、当該(1)から(2)までに定める書面

(1) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合  
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(口) 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が,当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(ハ) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が,当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(ニ) 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行う場合

企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等があったことを証する書面

口 第4条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「1か年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては,当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が,上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a~eに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) JASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領43(3)の規定は,第4条第2項又は第3項の規定の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において,同取扱要領43(3)dの規定の適用については,次のとおりとする。

d 第4条第2項又は第3項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第47条第1項第3号に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は,次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第4条第2項又は第3項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第47条第1項第3号に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「1か年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年内に開始する事業年度の末日以前に終了するとき)に限る。」とあるのは「1か年以内(当該期間が企業再生支援機構による支援決定の日から3か年内に開始する事業年度の末日以前に終了するとき)に限る。」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イ(1)及びロの規定は適用しない。

(b) 第4条第2項又は第3項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第47条第1項第3号に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(第4条第2項又は第3項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第47条第1項第3号に規定する「1か年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年内に開始する事業年度の末日以前に終了するとき)に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書面に基づき行う。

イ 次の(1)から(2)までに掲げる場合の区分に従い、当該(1)から(2)までに定める書面

(1) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合  
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(口) 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が,当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(ハ) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が,当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(ニ) 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行う場合

企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等があったことを証する書面

口 第4条第2項又は第3項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第47条第1項第3号に規定する「1か年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては,当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が,上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a~eに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

#### 4 第5条(監理銘柄及び整理銘柄の指定の特例)関係

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則にかかわらず,被支援会社である上場会社の発行する株券についての監理銘柄の指定については,次のとおり取り扱うものとする。

##### (1) 上場廃止基準第3条の4関係

a 本所は,被支援会社である上場会社の発行する株券が次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には,当該株券を監理銘柄に

指定することができる。この場合において、(a)に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、(b)又は(c)に該当する場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

- (a) 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号a(i)の2、(k)、(l)、(o)又は(q)のいずれかに該当するとき。
  - (b) 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号a(a)から(i)まで、(j)、(l)の2から(n)の4まで又は(p)のいずれかに該当するとき((e)にあっては、「株券上場廃止基準第2条第1項第5号」とあるのは「第4条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号」と読み替える。)。
  - (c) 被支援会社である上場会社(当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われているものを除く。)が第4条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文(かつこ書を除く。)に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、当該上場会社が1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(第4条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する「本所が適當と認める場合」に限る。この場合における「本所が適當と認める場合」に適合するかどうかの審査は、前3(1)において読み替えて適用する株券上場廃止基準の取扱い1(5)d(a)の規定に基づき行うものとする。)であって、かつ、企業再生支援機構により当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われるかどうかを確認できないとき。
- b 前aの場合における監理銘柄への指定期間は、次の(a)又は(b)に定める日から本所が当該上場株券を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。
- (a) 前a(a)又は(b)の場合  
監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第8条第1項第1号a(a)から(e)までに定める日
  - (b) 前a(c)の場合  
本所が必要と認めた日
- c 前bの場合において、本所は、本所が必要と認めるときは、監理

銘柄への指定期間の始期については、次の(a)又は(b)に定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、前bにおいて監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の本所がその都度定める時とすることができますものとする。

(a) a (a)又は(b)の場合

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第8条第2項各号に定める時

(b) a (c)の場合

本所がその都度定める時

(2) JQ有価証券上場規程第46条関係

a 本所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(a)に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、(b)又は(c)に該当する場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

(a) 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (k)、(m)、(n)、(u)又は(w)のいずれかに該当するとき。

(b) 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (a)から(j)まで、(o)、(o)から(t)まで、(v)又は(x)のいずれかに該当するとき((c)にあっては、「第47条第1項第3号」とあるのは「第4条第2項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第47条第1項第3号」と読み替える。)。

(c) 被支援会社である上場会社(当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われているものを除く。)が第4条第2項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第47条第1項第3号(かつこ書を除く。)に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、当該上場会社が1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(第4条第2項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第47条第1項第3号に規定する「本所が適當と認める場合」に限る。この場合における「本所が適當と認める場合」に適合するかどうかの審査は、3(2)において読み替えて適用する同規程の取扱い43(3) d (a)の規定に基づき行う

ものとする。) であつて，かつ，企業再生支援機構により当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われるかどうかを確認できないとき。

b 前 a の場合における監理銘柄への指定期間は，次の(a)又は(b)に定める日から本所が当該上場株券を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。

(a) 前 a (a)又は(b)の場合

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第8条第1項第1号の2

a (a)から(i)までに定める日

(b) 前 a (c)の場合

本所が必要と認めた日

c 前 b の場合において，本所は，本所が必要と認めるときは，監理銘柄への指定期間の始期については，次の(a)又は(b)に定める時とし，監理銘柄への指定期間の終期については，前 b において監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の本所がその都度定める時とすることができるものとする。

(a) a (a)又は(b)の場合

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第8条第2項各号に定める時

(b) a (c)の場合

本所がその都度定める時

## 付 則

この取扱いは，平成21年11月9日から施行する。

## 付 則

この取扱いは，平成22年4月1日から施行する。

## 付 則

この取扱いは，平成22年10月12日から施行する。

## 付 則

この取扱いは，平成24年4月1日から施行する。

## 付 則

この取扱いは、平成24年5月28日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成25年1月1日から施行する。